

高松市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年2月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	大	西		智
同	山	下		誠

令和5年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）



あじ竜王山公園

高松市監査委員

令和5年度定期監査・行政監査の結果について

1 監査基準への準拠

令和5年度の定期監査及び行政監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

定期監査：財務に関する事務の執行

行政監査：行政事務の執行

3 監査の対象

教育局及び消防局

4 監査の着眼点

(1) 定期監査及び行政監査

令和4年度及び5年度の財務に関する事務の執行及び行政事務の執行が、法令等に基づき、適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化等に努めているかなどを主眼として、監査を実施した。

(2) 重点取組事項 「ユニバーサルデザインの考え方に基づいた情報提供等について」

公共施設での案内表示等について、「高松市ユニバーサルデザイン基本方針」等の考え方に基づき、効果的・効率的に運営されているかなどを検証するため、次の点を主な主眼として行政監査を実施した。（実施状況は、14ページ参照）

ア 情報提供の目的及び対象は明確か。

イ 表示は、利用者に配慮したわかりやすいものとなっているか。

ウ 表示は、対象者に対し適切に行われているか。

エ 適切に管理されているか。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局ほか

(2) 実施日程 令和5年11月13日から6年1月29日まで

7 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

所管課等		指摘	意見	合計
教育局	教育局	—	1	1
	総務課 学校施設整備室	1	1	2
	学校教育課	1	—	1
	生涯学習課	1	—	1
	人権教育課	—	1	1
	中央図書館	2	—	2
	高松第一高等学校	1	—	1
合計		6	3	9

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

令和5年度定期監査・行政監査結果一覧

結果 No.	区分	項 目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	意見	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P4	教育局	教育局
2	指摘	一者随意契約における予定価格の取扱いについて	P5		総務課 学校施設整備室
3	意見	契約事務の効率化について	P6		
4	指摘	契約に係る適正な事務処理について	P7		学校教育課
5	指摘	発注に係る適正な事務処理について	P8		生涯学習課
6	意見	補助金交付に係る事務処理について	P9		人権教育課
7	指摘	発注に係る適正な事務処理について	P10		中央図書館
8	指摘	指名業者の適正な取扱いについて	P11		
9	指摘	契約に係る適正な事務処理について	P12		高松第一高等学校

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和5年度／教育局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第5号

告 示 日

令和6年2月29日

所 管 課 等

教育局

区 分

意 見

意 見 の 項 目

附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について

意見を付す理由

令和5年12月1日現在の教育局内各所属が担当している附属機関等に係るホームページの掲載内容について確認したところ、附属機関等ホームページ掲載マニュアルにおいて、必須項目とされている掲載内容がないものや、内容が更新されていないものなどが散見された。（総務課、学校教育課、保健体育課、少年育成センター、生涯学習センター、総合教育センター）

意 見

附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

附属機関等ホームページ掲載マニュアル

内 容

- 2 掲載内容
- (1) 附属機関等の概要
 - (2) 根拠規定
 - (3) 委員名簿
 - (4) 会議の開催結果
 - (5) 策定計画関係
 - (6) 分科会、専門部会関係
 - (7) 上記以外であって掲載が必要なもの
- (1)～(4)は必須項目、(5)～(7)は任意項目

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和5年度／教育局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第5号

告 示 日

令和6年2月29日

所 管 課 等

総務課 学校施設整備室

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

一者随意契約における予定価格の取扱いについて

指 摘 す る 理 由

工事請負契約に係る見積徴取について、1 者のみの選定にもかかわらず、予定価格を事前に通知し、本市指定場所において1 者から見積りを徴することにより、請負業者を決定していた事案が見受けられた。

指 摘

一者随意契約における予定価格の取扱いについては、細心の注意を払って厳格に保持するとともに、事前に公表することがないよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

(契約事務担当員の厳守事項)
第3条
2 契約事務担当員は、予定価格及び最低制限価格その他の入札等に関する秘密を細心の注意をもって保持しなければならない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

令和5年度／教育局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第5号

告 示 日

令和6年2月29日

所 管 課 等

総務課 学校施設整備室

区 分

意 見

意 見 の 項 目

契約事務の効率化について

意見を付す理由

芝生グラウンドのある16の小学校に係るグラウンド土壌改良工事については、小学校ごとに3者見積りによる発注簿財務処理を行っているが、その全ての見積徴取において、同一業者が含まれ、全ての工事を当該業者が受注していた。

意 見

グラウンド土壌改良工事については、一部の業者に偏重することなく、受注可能な業者に対する受注機会の均等を鑑みた上で、契約事務担当者の負担軽減及び施工規模の拡大によって図られる経費節減の観点から、工事を一括又は業者が入札に参加しやすい規模に集約するなど、契約事務の効率化を検討されたい。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

令和5年度／教育局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第5号

告 示 日

令和6年2月29日

所 管 課 等

学校教育課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

契約に係る適正な事務処理について

指 摘 する 理 由

高松市立塩江小学校・塩江中学校児童生徒送迎スクールタクシー運行業務委託（以下「業務委託」という。）の契約に係る事務処理について、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。
 （１）業務責任者について、契約約款及び仕様書に届け出ることが規定されているが、届出を受けていなかった。
 （２）履行報告について、契約約款で「仕様書の定めるところにより」と記載されているが、仕様書には履行報告に関する内容が記載されていなかった。
 （３）令和4年度の指名競争入札について、同一業者から2つの入札書が提出されていたにもかかわらず、有効なものとして取り扱っていた。

指 摘

業務委託契約については、業務責任者に係る届出を求めるとともに、仕様書には履行報告に関する内容を記載するよう、適正に事務処理されたい。
 また、今後においても、同様の事務処理誤りが繰り返されないよう、入札書の様式の見直しなどを検討するとともに、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

（入札の無効）
 第12条の4 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 （５）同一の入札について、2以上の入札書を提出したもの
 （一般競争入札に関する規定の準用）
 第17条 第5条、第6条第2項及び第7条から第14条の6までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

入札参加者の心得

内 容

5
 ※入札書は、「一般タクシーのみを使用する場合」については入札書①を、「ジャンボタクシー及び一般タクシーを使用する場合」については入札書②を使用し、いずれか一方を提出すること。
 8 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 （４）同一の入札について2以上の入札書を提出したもの

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

令和5年度／教育局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第5号

告 示 日

令和6年2月29日

所 管 課 等

生涯学習課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

発注に係る適正な事務処理について

指 摘 す る 理 由

令和4年度単価契約用品であるコピー用紙の随時発注において、契約監理課長に報告せず、単価契約用品の契約業者とは異なる業者に発注していた。

指 摘

一括購入物品の購入に当たっては、定期スケジュールに合わせた購入依頼に努めるとともに、緊急その他やむを得ない理由により随時発注する場合は、契約監理課長に報告し、その指示を受けるよう、適正に事務処理されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

物品の直接購入及び一括購入等に係る事務の適正を図るための措置要綱

内 容

(一括購入物品の随時発注)
第18条 事務処理要綱第10条第1項ただし書の規定は、一括購入物品について、第6条に規定する納期によっては事務上又は業務上の支障がある場合に限り、適用するものとする。
2 事務処理要綱第10条第1項ただし書の規定により一括購入物品について随時発注するに当たっては、各主管の長は、契約監理課長に報告し、その指示を受けなければならない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

令和5年度／教育局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第5号

告 示 日

令和6年2月29日

所 管 課 等

人権教育課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

補助金交付に係る事務処理について

意見を付す理由

教職員研究費事業補助金については、同一の要綱により、2事業に対し交付しているが、補助事業者と事業名が同一であるにもかかわらず、それぞれに事務処理されており、かつ、具体的な事業内容が確認できなかった。

意 見

補助金交付事務については、補助事業の効果を十分に確認・審査するとともに、同一の事業である場合は一括して処理するなど、事務処理の軽減に努められたい。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

令和5年度／教育局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第5号

告 示 日

令和6年2月29日

所 管 課 等

中央図書館

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

発注に係る適正な事務処理について

指 摘 す る 理 由

消耗品の直接購入について、発注を複数回に分割し、発注簿財務処理により同一業者と一者随意契約をしていた。

指 摘

物品購入については、当然に1回に契約すべきものを分割して取り扱うことなく、一括して発注するよう、適正に事務処理されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

(契約事務担当員の厳守事項)
第3条
3 契約事務担当員は、当然に1回に契約すべきものを、事務上の負担の軽減等を目的に、施行令第167条の2第1項第1号、高松市会計規則別表第1中の発注簿等に係る規定その他の規定を適用し、2回以上に分割して取り扱ってはならない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等

令和5年度／教育局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第5号

告 示 日

令和6年2月29日

所 管 課 等

中央図書館

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

指名業者の適正な取扱いについて

指 摘 す る 理 由

令和4年度高松市中央図書館電気設備関係保守点検業務に係る指名競争入札において、入札執行前に1者から質問書の提出があったため、質問に対する回答書を指名した全業者に送付していたものの、その回答書には、質問書を提出した業者の所在地、名称、代表者及び担当者の氏名並びに連絡先が明記されていた。

指 摘

入札執行前における指名業者の取扱いについては、細心の注意を払って厳格に保持するとともに、情報を提供することがないよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

(契約事務担当員の厳守事項)
第3条
2 契約事務担当員は、予定価格及び最低制限価格その他の入札等に関する秘密を細心の注意をもって保持しなければならない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局等

令和5年度／教育局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第5号

告 示 日

令和6年2月29日

所 管 課 等

高松第一高等学校

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

契約に係る適正な事務処理について

指 摘 す る 理 由

令和3年度の定期監査において、新校舎建設に伴う備品購入の契約手続に関し、指摘を受けていたにもかかわらず、5年度の新体育館棟完成に伴う備品購入においても、同様の事務処理を行うなど、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。
 (1) 競争入札とすべき案件を、複数業者からの見積徴取により実施していた。
 (2) (1)のうち、一部の備品購入については、物品購入審査委員会において、契約方法は指名競争入札によるものと審査されていたにもかかわらず、見積徴取を実施していた。

指 摘

契約事務については、関係法令等を十分に理解した上で、適正に執行するとともに、同様の事務処理誤りが繰り返されないよう、根本的な原因を究明し、実効性のある再発防止策を講じられたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

(契約事務担当員の厳守事項)
 第3条 契約事務担当員は、次に掲げる事項を厳守し、不利益な契約とならないようにしなければならない。
 (1) 財務に関する法令を熟知し、厳正な運営を図ること

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市随意契約ガイドライン

内 容

4 激変緩和
 本来、随意契約によることができるものを除き、契約は競争入札によらなければなりません。
 しかしながら、競争見積の方法により契約が行われている案件が多数あるという現状にかんがみ、本年度は、価格競争の方法により契約の相手方を決定する見積徴取で、その予定価格が300万円未満のものについては、競争見積の方法によることができるものとします。この場合、その見積徴取は、本ガイドラインに例示がなくとも、随意契約によることができるものとします。

定期監査・行政監査結果

根拠法令・ 通知等	高松市物品購入審査委員会規程
内 容	(審査事項) 第2条 委員会は、次に掲げる物品の購入に係る契約方法、入札参加者の選定等について審査する。 (1) 予定価格(単価契約に係るものにあつては、単価に予定数量を乗じて得た額とする。)が1,000万円を超える物品(法令その他で価格が特定され、かつ、その買入れの相手方が特定の1者に限定されているものを除く。)

行政監査（重点取組事項）の実施状況

テーマ

「ユニバーサルデザインの考え方に基づいた情報提供等について」

1 案内表示による情報提供に関する調査結果について

○案内表示の設置状況

対象局	箇所数	内訳
教育局	11	保健体育課（朝日新町学校給食センターほか1か所） 生涯学習課（生涯学習センターほか1か所） 中央図書館（中央図書館ほか4か所） 総合教育センター（総合教育センターほか1か所）
消防局	14	総務課（高松市民防災センター） 北消防署（北消防署ほか1か所） 南消防署（南消防署ほか4か所） 東消防署（東消防署ほか2か所） 西消防署（西消防署ほか1か所） 三木消防署（三木消防署）

2 実地監査を行った施設

令和5年12月に、生涯学習センター、中央図書館及び高松市民防災センターにおいて、実地監査を行った。

案内表示には、文字だけではなく、ピクトグラムや色を組み合わせしており、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた案内表示となっている。

（生涯学習センター）



（中央図書館）



（高松市民防災センター）



令和5年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和5年度の重点取組事項

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた情報提供等について

本市においては、「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」、「高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めている。

基本指針では、取り組むべき分野を「ひとづくり」「情報・サービス」等の4つに分類しており、そのうち「情報・サービス」の分野では、「専門用語の使用を控え、相手の状況に合わせた親切で分かりやすい説明を心がける」とされ、誰にとってもわかりやすい情報提供をすることが求められている。

そこで、令和4年度は、本市が発行している印刷物や公共施設での案内表示等について、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが必要な情報をすぐに理解できるよう作成又は標示され、効果的・効率的に提供されているか等の観点から、監査を実施してきたが、2年で全局を一巡させることから、5年度においても、監査対象項目を精査した上で、引き続き、監査を実施する。